

安全報告書

(2022年4月～2023年3月)

富士観光バス株式会社

◆ 輸送の安全に関する基本的な方針（安全方針）

- 第1条** 全社員は代表取締役のリーダーシップの下、一丸となって輸送の安全確保に取り組まなければならない。
- 第2条** 全社員は安全意識を高く持ち、知識、技能の向上に努めるとともに、輸送の安全確保を最優先し、業務を遂行しなければならない。
- 第3条** 全社員は道路運送法等の法令関係及び安全に関する規定を遵守しなければならない。
- 第4条** 全社員は輸送の安全が確保されているかどうか、常に点検するとともに不備がある場合は、速やかに改善しなければならない。
- 第5条** 事故・災害が発生した場合は、人命の救護を第一に行動し、速やかに適切な措置を講じなければならない。
- 第6条** 全社員は、安全に関する情報を互いに共有するとともに、新しい情報がある場合は速やかに周知するよう努めなければならない。

◆ 輸送の安全に関する目標（安全目標）及び目標の達成状況

2022年度（2022.4～2023.3）結果
人身事故 目標 0件 結果 0件（達成）
物損事故 目標 5件 結果 5件（達成）

2023年度（2023.4～2024.3）目標
人身事故 目標 0件
物損事故 目標 5件

法令を遵守し、重大事故0件を目指す

◆ 事故に関する統計

2022年度（2022.4～2023.3）

人身事故 0件

物損事故 5件

重大有責事故ありません。

◆ 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

○ 輸送の安全のために講じた措置

- ・ヒヤリハット情報の収集と共有を行いました。
- ・国内、海外で起こった事故をもとに再発防止ポスターを作成し乗務員に周知しました。
- ・技能向上と運転特性の把握を目的とし市街地の実車訓練を行い個人の運転の癖等を乗務員同士で意見を出し合いミーティングを行いました。
- ・スタッドレスタイヤ、サマータイヤの確認をし安全のためにタイヤを購入し交換しました。
- ・冬季運行時、スリップ、雪道での立往生をしない為に、チェーンの購入運転手のチェーン取付講習を行いました。

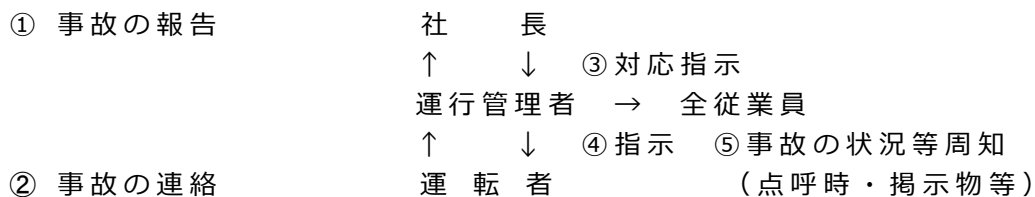
○ 輸送の安全のために講じようとする措置

- ① 健康に起因する事故防止
 - ・定期的な健康診断の実施と、健康状態の把握と管理指導を行います。
 - ・出発前の体調確認、顔色チェックを確実にを行います。
 - ・運転手本人が気づかなくとも、声、目の充血を確認し体調の徹底確認を行います。
- ② 車両故障の防止
 - ・整備管理者の指導のもと乗務員と一体となって点検整備の徹底を行います。
 - ・少しでも気になる箇所があれば整備士、若しくはメーカーの整備士と打ち合わせをし予防、事前に修理を行います。
- ③ 車内事故防止
 - ・出発前、必ず車内放送によるシートベルト着用アナウンス実施
 - ・急がつく操作をしない運転教育の実施
- ④ 事故防止
 - ・ヒヤリハット情報を随時収集し、各乗務員に周知と教育を行います。
 - ・災害情報等、運行管理者と乗務員の共有を図り事故防止に努めます。

⑤ ウイルス等蔓延防止

- ・乗務休憩途中、乗務終了後人が触れる手すり、枕カバー、窓等消毒除菌を行います。
- ・乗務員の体温管理、マスク着用を行います。

◆ 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制



被害者救護・二次災害防止・警察通報・会社への報告（事故発生の日時、場所、相手の状況、講じた措置等）

◆ 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

- ・安全マネジメント実施規定を全従業員にわかるように掲示し、意識付けをする。
- ・3ヵ月に1度、経営者、運行管理者、代表運転手を集め、定例安全会議（社員教育と同時可）を開催し議題内容に対し討論し輸送の安全を図る。
- ・スクールバス運転手によるミーティング（都市部でのヒヤリハット、重点危険箇所、リスクマップ作成）教育を実施。
- ・事故情報(他社事例)を収集し、再発防止シートを作成掲示し全従業員に共有化と周知
- ・年に1度実車訓練を実施（運転特性の把握と指導）

◆ 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

各営業所、輸送の安全に関する確認を行い発見した問題に関して対策を講じました。

2023年度は年1回及び必要と認められた場合には輸送の安全に関する内部監査を実施します。

◆ 安全統括管理者

代表取締役 鶴 篤

◆ 安全管理規程

PDF 別紙